

2020年6月15日制定

新型コロナウイルス感染症対応に関する土木学会関西支部ガイドライン

- 講習会・講演会など、オンラインでできるものはオンラインで実施することを基本とする。
- オンラインで開催する場合は、次のことに留意する。
 - 資料のオンライン配信において著作権を侵害しない。
 - オンライン配信に関するトラブル（接続できない、配信の途絶など）が生じた場合の対応について事前に検討する。
- オンラインでの開催が難しい行事については、
 - 徹底した感染拡大防止対策を講じることができるか
 - 開催直前で中止せざるを得ない事態になったときの対応が可能かなどの検討を慎重に行い、対面式での実施の可否を判断する。
- 対面式の講習会・講演会などを実施する場合は、以下のとおりとし、感染拡大の防止を最優先する。
 - 要警戒情報もしくは休業要請等（以下、要警戒情報等）が発出されている都道府県からの参加者には自粛を促す。
 - 行事開催の二週間前から当日までの間に、開催府県で要警戒情報等が発出された場合、その時点で躊躇なく行事を中止し、すみやかに参加者・関係各所に連絡する。
 - 開催府県で要警戒情報等が発出されていなくとも、近隣他府県で要警戒情報等が発出された場合は、感染拡大の防止を念頭におき、行事の一週間前までに実施の可否を慎重に検討する。